

環境三四郎 Research Center
第一回報告書

水俣病問題
- 保存版 -

環境三四郎 RC
2001年 5月

環境三四郎RC第一回報告書 目次

はじめに

1. RCの活動経過
2. RC設立提案書
3. なぜ水俣病問題を選んだか

第1部(普及版に同じ)

1. 水俣病問題を学ぶにあたって
2. 水俣病問題の概要
3. 時代区分ごとの解説
4. 参考文献一覧

第2部(文献データベース)

1. 文献データベース

第 期及び概論

- 栗原 彬 『証言水俣病』 山下
宮澤信雄 『水俣病事件四十年』 山下
橋本道夫編 『水俣病の悲劇を繰り返さないために：水俣病の経験から学ぶもの』 山下
宇井 純 『公害の政治学』 浦川
「原因究明に関して」 (NHK『工場技術者たちの告白』を中心に) 徳田
深井純一 『水俣病の政治経済学：産業史的背景と行政責任』 杉山
原田正純 『水俣病』 飯田
菱沼従尹 『いのちの値段』 沢

第 期

- 「胎児性水俣病」 (原田『水俣病』を中心に) 南
飯島・舩橋編著 『新潟水俣病問題』 泉 桂子
坂東克彦 『新潟水俣病の三十年』 泉 桂子
「第三水俣病」 (原田正純『水俣病は終わっていない』より) 山下

第 ・ 期・認定問題

- 「認定問題」について 大竹
川名英之 『ドキュメント日本の公害』 泉 桂子
富樫貞夫 『水俣病事件と法』 西水

富樫貞夫 『水俣病事件と法』 泉 岳樹

「私にとっての水俣病」編集委員会編 『水俣市民は水俣病にどう向き合ったか』 楠田

第 期

色川大吉編 『水俣の啓示』 泉 桂子

チッソ創業者・野口遵の人物像 （後藤『沈黙と爆発』より） 楠田

水俣病の現在

「関西訴訟」関連資料 山下

2. 参考資料

既存教科書における水俣病の記述

「市民のため」の教科書に関する議論

薬害エイズ問題

第3部 (付属資料)

1. 現地見学資料

2. プレゼン資料

おわりに

参加者の感想

序

1. RCの活動経過

- 00/12/16 環境三四郎総会にてRC部門立ち上げ
- 01/01/07 RC活動準備会(山下宅)
- 01/01/21 第1回研究会(泉宅)13名 入門文献の読み合わせ
- 01/02/11 第2回研究会(泉宅)9名 論点別の議論
- 01/02/10 ~ 01/02/14 河原・西水両名が水俣を訪問
- 01/02/19 河原・西水による水俣訪問報告会(本郷キャンパス)
- 01/02/25 第3回研究会(泉宅)7名 年表・時期区分の作成(前半部)
- 01/03/10 第4回研究会(泉宅)8名 年表・時期区分の作成(後半部)
- 01/03/23 第5回研究会(泉宅)8名 論点ごとのまとめ・「市民のため」議論
- 01/04/29 研究報告会(本郷キャンパス)

2. RC設立提案書

環境三四郎における新部門設置について 2001/01/07

提案者：泉桂子 泉岳樹 河原圭 楠田詠子 藤崎理恵 山下英俊

名称：環境三四郎RC(リサーチ・センター)

活動：環境問題に関する調査・研究・情報発信および他部門の調査活動の支援

目標：環境三四郎会員の中にも博士学位取得者や大学のスタッフが生まれた
そうした会員が責任を持ち、世代を越えた枠組みで、
継続性・公開性の高い活動を行う

部門メンバー：目標を共有し活動に関心を持つ会員に広く参加してもらう
(世代などの属性には依らない)

背景：

環境三四郎20年計画における次の一歩

「大きな三四郎」の枠組みで具体的な活動を行いたい

宇井先生から教科書づくりを目指すという提案をいただいた

裏テーマやパブリックコメントへの意見作成などを組織的に行いたい

院生・後期課程レベル、本郷部門の活動を優先する

これまで個人的に行ってきた駒場の調査などへの助言を組織的に行いたい

具体的活動例：

1) 自主研究

3ヶ月1テーマで調査 議論 報告書(将来的には教科書の1章)

のサイクルを繰り返す。(テーマ例：水俣病、市民科学、循環型社会など)

テーマに関する文献リスト 文献解題 報告書という執筆方式

月1, 2回のミーティングと個別作業が基本。期末に報告書&報告会。

テーマに応じてRC外からも関心のある参加者を募る。

社会人にもMLなどを通じて議論に参加してもらう。

2) 活動支援

他部門が調査活動を行う際に必要となる情報の収集・整理(人・本など)

他部門からの要請に応じたコンサルタント

3) 情報公開

1の報告書や2の支援情報は、適宜HPなどで公開する

長期目標：

とりあえず、山下の任期(残り3年)のうちに

教養向け程度の環境問題の教科書を作る

3.なぜ水俣病問題を選んだか

RC 活動の記念すべき第一回目テーマとして水俣病を取り上げたことには少なからぬ意義・意味を込めたつもりであった。

いわゆる公害と環境問題は同じなのか、本質的に違うのかといった議論がなされる。この問いに対する答えは、一面では同じであり、一面では何かが違うといえよう。前者の一例として水俣病問題を取り上げ、公害と環境問題をアナロジーとして、かつ対照として考えたいというのがわれわれのねらいである。水俣病問題が、わが国公害史、そして恐らく世界の公害史の中でも重要な位置を占めていることは疑いの余地がない。過去のこの教訓にわれわれの第一歩をおくことで、現代に連なる問題の構造や位置づけを見通したい、というねらいがある。折しもこの問題に関する労作が 1990 年代に多く出版されており、資料的にも恵まれている。

また、水俣病問題は「知」や「専門分野」といったものを考える好材料である。われわれ RC メンバーの多くが、学業や職業柄大学に関係していることを振り返れば、上の問題は重要である。水俣病問題、あるいは他の多くの公害問題において、「専門家」や高度な「専門知識」を身につけたその道の「権威」といわれる者たちが何をなしえたか、何をすべきだったのかを検証することは、今からまさに社会に巣立とうとしている、あるいは巣立ったばかりのわれわれにとって高い意義をもつ作業になると考えたからである。

そして忘れてはならないのはタイミングの問題である。今年度のテーマ講義では水俣病問題に深く関わった原田正純先生及び宇井 純先生が招かれている。このお二人が問題の解明や患者の救済に以下に奔走されたかは水俣病史をひもとけばすぐに解るであろう。RC 活動の一つの柱は駒場部門の調査・研究面からのバックアップにあり、今期のテーマ講義に少しでも役立つ情報を還元したい、というのもまたわれわれの意図したところである。このような先生が駒場で講義をされることがもしかしたら「歴史的瞬間」になるかもしれないということを、感じていただければ幸いである。

第 1 部 (普及版)

1．水俣病問題を学ぶにあたって

1) 私たちはこれまでに水俣病問題をどのように教えられてきたか。

1. 「四大公害」をすべて挙げてください。
2. 水俣病が発生したのはいつ頃ですか。
3. 水俣病の原因がわかったのはいつ頃ですか。
4. 水俣病の患者は全国に何人くらいいますか。
5. 水俣病問題が解決したのはいつ頃ですか。

おそらく、この5つの問いすべてに自信を持って答えることができる人は少ないのではないかと。そして、そのこと自体が、水俣病問題の特質の一端を示しているように思われる。そこで、ここでは、私たちは水俣病についてどのように学校で教えられてきたのか、現在の大学生・大学院生の世代が用いた教科書における水俣病に関する記述を通して確認しておく。例として、公害問題について学ぶ小学5年社会科教科書の1980年版を用いる。(次の学習指導要領改定に基づく教科書の使用は1992年度からなので、現在の大学生・大学院生の世代の大半はこの版やその改定版を用いていたと考えられる。)

川や海のごれ 水俣市(熊本県)では、一九五三年(昭和二十八年)ごろから、原因のわからない病気にかかる人が、つぎつぎにあらわれました。元気に働いていた人が、きゅうに手足がしびれたり、口もきけなくなったりするのです。なかには、病気がひどくなって生命をうばわれる人もでてきました。この病気は、水俣病といわれました。

学者たちは、この病気の原因をつきとめることに努力しました。そして、ようやく水俣市の化学工場が海に流していた排水の中のメチル水銀によるものであることをつきとめました。メチル水銀が魚や貝のからだの中にたまり、これを食べた人が病気になったのです。

患者と家族たちは、工場を相手に、うったえをおこしました。一九七三年裁判所は、工場に対して、患者や死亡した人の家族につぐないをし、その生活をほしょうせよという判決をくだしました。

また、漁民たちは、工場にたいして、よごれた海をきれいな海にもどすこと、公害をふせぐ設備を整えることを要求して、工場にみつめさせました。

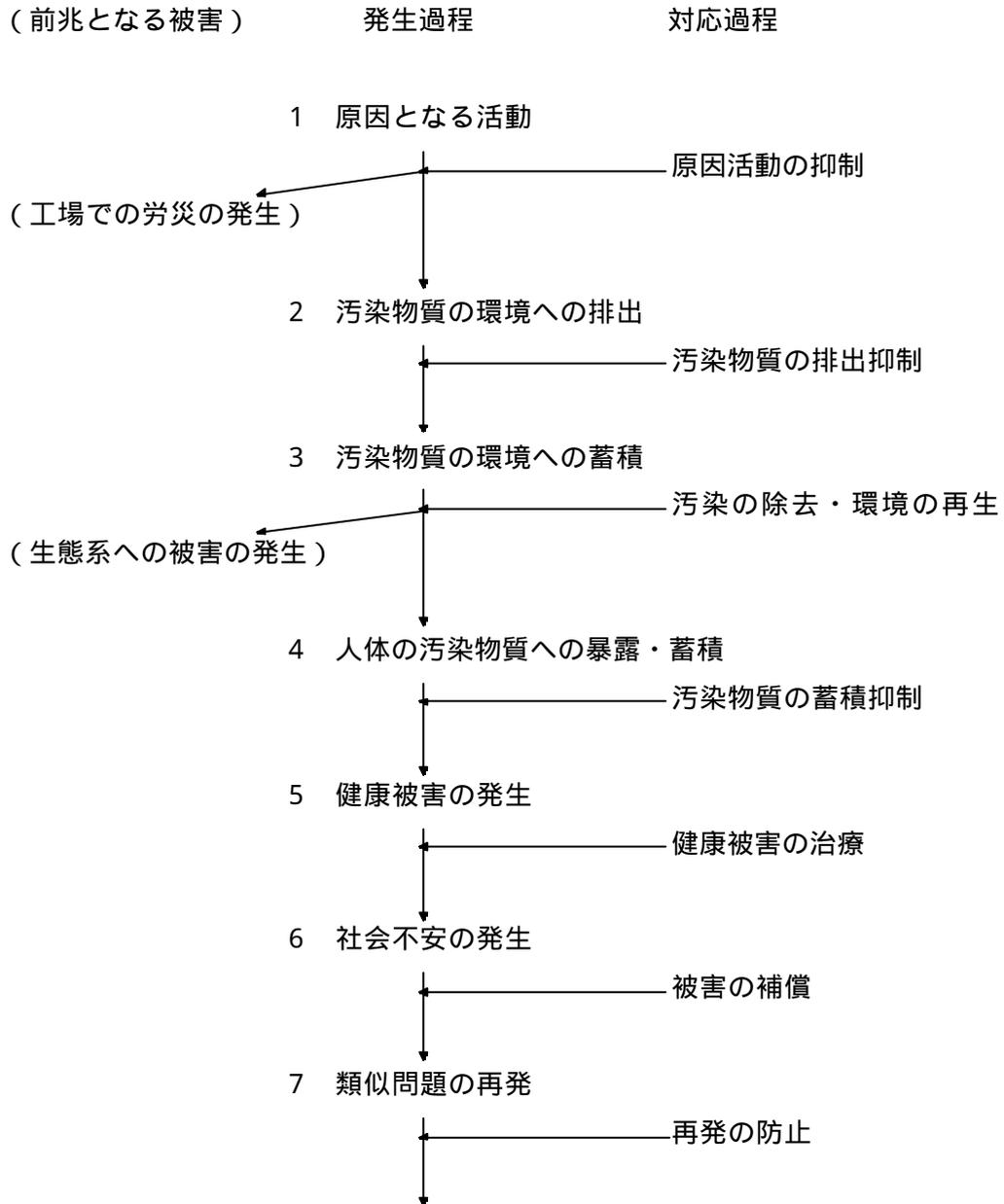
しかし、失われた生命がかえってくるわけではありません。また、よごれた海をもとにもどすには、長い長い年月が必要なのです。〔東京書籍 p.44-45〕

水のよごれ 一九五三年一二月、熊本県水俣市で、五才の女の子が、とつぜん手足がしびれ、口がきけなくなっておれました。目も見えなくなり、三年後に死にました。つづいて、同じような病気の人が、この地方に――一人もあられ、四二人も死にました。

この病気がおこる前に、水俣市の沿岸でたくさんの魚が死んだり、ねこがくるい死んだりしました。医者や学者たちの調査で、水俣市の沿岸でとれた魚や貝を、毎日食べていた人たちだけが、この病気にかかったことがわかりました。そして、ようやく一九六三年（昭和三八年）に、その原因は、近くの化学薬品や肥料などをつくっている大きな化学工場が、海に流したはい水の中にまじっている、メチル水銀によることをつきとめました。一九六八年、国もようやくこの病気を公害病とみとめました。最近、工場から流すはい水は、法律できびしく制限されるようになりました。〔大阪書籍 p.41-42〕

私たちの世代が学校で習った水俣病は、1968年の政府の公害認定や1973年の第一次訴訟の判決までで終わっているといえる。しかし、上記は水俣病問題の歴史のごく一部に過ぎない。

2) 化学物質による環境汚染問題の一般的過程



このモデルを活用してできること。

- ・ 水俣病問題の歴史をこのモデルで整理してみる。
- ・ 他の環境問題をこのモデルで整理してみる。
- ・ 各段階に関係する学問分野を挙げてみる。
- ・ 各段階で発生する費用を比較してみる。
- ・ 各段階の対策に関する決定権は誰にあり、その人はどんな情報を用いてどんな決定をしたか？

3) 上記モデルの簡略な数学的定式化

原因活動 : $X(t)$, 汚染排出 : $E(t)$, 環境蓄積 : $P(t)$, 体内蓄積 : $B(t)$

$$E(t) = a_e X(t) \quad P(t) = a_p P(t-1) + E(t) \quad B(t) = a_{b1} B(t-1) + a_{b2} P(t)$$

$B(t) > B_0$ で発病。 $B(t) > B_1 > B_0$ で不可逆。

a_e, a_{b2} は政策・技術により操作可能な係数。 a_p, a_{b1} は化学物質によって決まる係数。

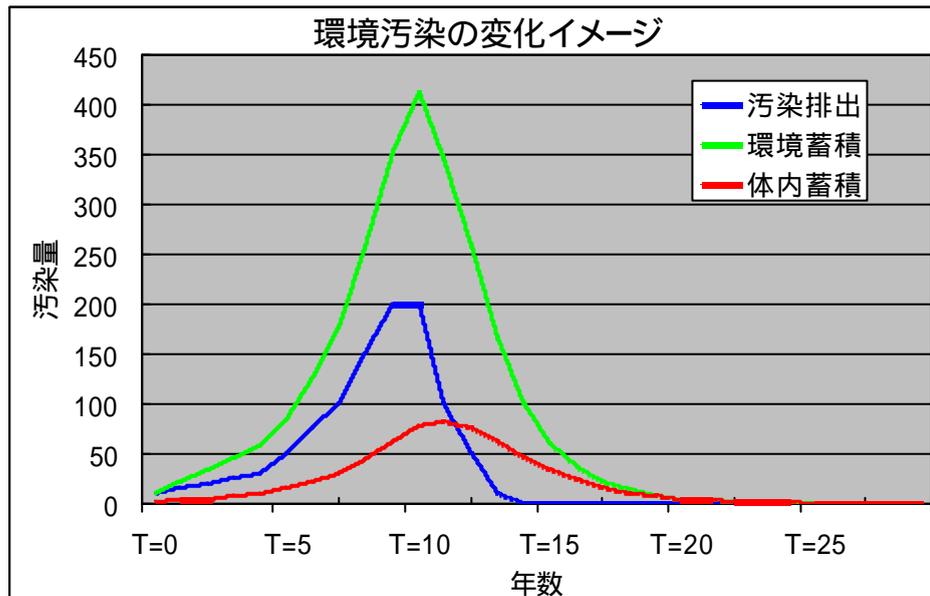
表計算ソフトを使ってシミュレーションしてみよう。

	係数 1	係数 2	初期値	T=0
原因活動				10
汚染排出	1	1		10
環境蓄積	0.6		0	10
体内蓄積	0.1	0.6	0	1
健康被害	10	50		0

T=1	T=2	T=3	T=4	T=5	T=6	T=7	T=8	T=9	T=10
15	20	25	30	50	75	100	150	200	200
15	20	25	30	50	75	100	150	200	200
21	32.6	44.56	56.736	84.0416	125.425	175.255	255.153	353.0918	411.8551
2.7	4.88	7.384	10.104	14.46656	21.22243	30.25896	43.67067	61.51158	78.09246
0	0	0	0	1	1	1	1	1	2

T=11	T=12	T=13	T=14	T=15	T=16	T=17	T=18	T=19	T=20
100	50	10	0	0	0	0	0	0	0
100	50	10	0	0	0	0	0	0	0
347.113	258.2678	164.9607	98.97642	59.38585	35.63151	21.37891	12.82734	7.696406	4.617844
81.56678	74.76685	61.35618	46.71135	33.96539	23.94239	16.50332	11.18473	7.480478	4.950071
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

T=21	T=22	T=23	T=24	T=25	T=26	T=27	T=28	T=29	T=30
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2.770706	1.662424	0.997454	0.598473	0.359084	0.21545	0.12927	0.077562	0.046537	0.027922
3.247113	2.11451	1.368452	0.880918	0.564459	0.360221	0.229059	0.145192	0.091769	0.057854
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2



2. 水俣病問題の概要

1. 公式発見以前 (~ 1956年)

チッソとは？ 水俣とは？

2. 公式発見より原因究明、補償、対策という一応のプロセスが行われた (56~59年)

1956年 公式確認が行われた年。原因は伝染病から食中毒へと推測されていた。

1957年 原因がチッソ排水と疑われつつも、それが意図的に隠される時代。

1958年 厚生省レベルではチッソが原因との認識が形成される。通産省・会社が確信犯的反論。

1959年 原因が有機水銀中毒であると判明。

通産省（操業停止ではなく排水対策にとどまる）・国会議員もチッソに対策を求める。

年末、チッソの責任は認めず患者にとってはまったく不利な「見舞金契約」が締結される。

3. 沈黙の60年代 (60年~68年)

高度経済成長を背景に、チッソはアセトアルデヒドの生産を増やす。

1963年、熊大研究班「水俣病は水俣湾産魚介類の摂取で発症、毒物はメチル水銀化合物」と発表。

胎児性水俣病の認定。新潟水俣病の発生。

4. 政府公式見解より、運動の歴史がはじまる (68年~73年)

68年、政府の公式見解がなされ水俣病が公害病と認定される。

患者らは改めてチッソに補償を求めるが、59年の見舞金契約を理由に断られる。

行政による調停に一任する派と裁判に訴える派に分かれ、独自に活動を展開していく。

別途、未認定患者による認定運動がはじまる。

一任派がまず結論をだすも、1973年、訴訟派が勝訴しよりより条件を勝ち取る。

ねばり強い交渉により訴訟派以外も同じ条件で救済されることになる。

同年、第3水俣病事件おこる。

5. 未認定患者問題の顕在化 (73年~80年)

「裁判」「チッソの経営悪化」「行政の対応」。二セ患者発言、仕切り網設置。

6 . 裁判の80年代 もやいなおしのスタート (80年～)

検診拒否などが起こり、患者救済システムの破綻が目に見え始める。

待たせ賃訴訟、国家賠償請求訴訟などはじまる。

しゅんせつ、埋立の工事が終わり、和解・地域再生に向けた動きがすすむ。

政府の最終解決策。仕切り網の撤去。水俣病関西訴訟。

3 . 時代区分ごとの解説

1) 戦前期の水俣

チッソ資本が進出以前、水俣の主な現金収入源は製塩であった。しかし、1905年に政府が日露戦争による赤字財政補填のため塩の専売制をひいてからはこの製塩業も急速に廃れ、沿岸の塩田跡地は広大な遊休地となった。また、1890年代末から1910年代後半まで、水俣は石炭の陸揚げ港であり、ここから鹿児島県大口や牛尾金山への石炭運搬用馬車引きも重要な雇用の場であった。

チッソの創業者である野口遵は、水俣の安価な土地と労働力に目をつけていた。彼は東京帝大で電気を専攻し、1906年、鹿児島県大口村に曾木電気株式会社を設立し大口・牛尾金山に電気を供給した。これによって金山の石炭は電気に代われ、水俣の馬車引きらは仕事を失った。続いて野口は1908年に水俣川河口にカーバイド工場を建設、同年曾木電気とカーバイド商會を合併し日本窒素肥料株式会社(日窒)を設立した。塩田跡地は工場用地に、失業した馬車引きらは工場労働力として吸収された。日窒の水俣進出の草創期であった。

その後、日窒の経営は創業期の苦難に直面するが、1914年には第一次世界大戦の好況に恵まれ、その後の肥料暴騰に助けられて、1920年には3倍以上の増資、10割以上の高配当を行うまでに成長する。1921年にはイタリアからカザレー式アンモニア合成法の特許を買収し、合成硫安肥料市場を独占する。その一方で1926年、日窒元工場長・元社員らが水俣町政に大量進出し、日窒による水俣の政治支配が進んだ。それは、埋立権・水利権など産業基盤の確立、漁業等に対する苦情処理を有利に運んだことに象徴される。この時期は新興化学財閥としての日窒コンツェルン確立が確立すると同時に、「企業城下町」としての水俣が形成される。しかし、華やかな事業展開の蔭で最底辺の労働者たちは苦しい状況におかれていた。工場労働は零細農民が土地を失い、塩田や馬車引きの賃労働の後に辿りつく最終手段、「生活の困った人が行くところ」であって、カーバイド製造は粉塵や高温にさらされる劣悪条件下での低賃金労働であった。

1930年には日窒興南工場(朝鮮)において合成硫安製造が開始され、翌31年天皇が水俣工場を視察する。これ以降の時期は軍部と一体となって日窒の植民地進出がすすめる対外的拡大期である。しかし、水俣病問題において重要なのは、この時期、日窒内部における差別構造が植民地支配と相まってますます強化され、敗戦とともに水俣に持ち帰られたことである。朝鮮日窒における日本人労働者と朝鮮人労働者は賃金・昇進・住居等あらゆる面で差別された。これと相前後して、1930年ごろから水俣でも、これまで地位の低かった「会社ゆき」は特権的地位とされるようになり、「会社ゆき」とそうでないもの間に格差が生じるようになった。朝鮮興南工場勤務者は戦後水俣工場勤務

となって朝鮮における差別構造を水俣へ持ち帰り、今度は水俣工場において社員と工員という差別構造が再生産された。水俣病発生時のチッソの吉岡社長、徳江重役、西田工場長などが戦前の興南工場中堅幹部であったことからして、この再生産過程は明らかである。

2) 原因究明

熊本水俣病の公式発見は 1956 年 5 月であるが、これ以降の当初原因不明の奇病とされたこの病の原因究明プロセスを以下追ってみよう。原因究明に関わる主体は、水俣のチッソ付属病院、水俣市（水俣保健所）、熊本大学医学部、熊本県、厚生省などであった。

同年は、当初伝染病が疑われながらもやがてそれが否定され、魚が原因ではないかと絞り込まれていく時期である。原因不明の病気に對しまず精力的に働いたのは、細川一チッソ付属病院院長を中心とする地元医師、伊藤保健所長を中心とする市職員等地元関係者であり、彼らによる「奇病対策委員会」は患者に対する綿密な調査を行った。しかし、発生当初伝染病が疑われ、行政は患者を避病舎に移し患者宅の消毒を行うという対策もとった。このことは「奇病」患者に対する差別を結果的に助長することとなったが、伝染病説も 11 月には熊本大学医師らによって否定される。地元医師・市職員らによる疫学的調査によってこの年末には魚貝類が原因であることが浮かび、湾内の汚染源である工場廃水が疑われはじめる。翌 57 年 1 月に熊本大学と厚生省は「魚貝中のある種の重金属」が原因ではないかとの仮説を立てる。

以後熊大は湾内の魚・泥に含まれる中毒物質を用いて原因物質の特定実験を行った。しかし、中毒物質の多様さ、工場側の非協力という困難に直面する。この年、別の努力も行われていた。伊藤保健所長は、家族一丸となって気まぐれなネコに湾内の魚を与え発症させることに成功した。この実験は、魚貝類が水俣病の原因であることを実証的に突き止めた意義深いものであった。一方、細川医師は工場の締め付けが強められる中、熊大医学部と付属病院間のパイプをつなぎ続けた。

魚が原因とされたことで、この夏、患者（多くは漁民）の生活はどん底まで落ちていた。熊本県は 8 月、食品衛生法による漁獲禁止告示を検討するが、照会を受けた厚生省は「水俣湾内の魚全てが有毒化しているかどうか疑わしいので適用は不可」と回答し漁業補償を回避したため、販売禁止告示に後退する。これは患者及び漁民をさらに追いつめた。この時点で県が漁獲禁止及び補償を行うよう政府からの支援があれば、患者の苦しみは違ったものになっていたはずである。

明けて 1958 年熊大ではセレン・タリウム説が検討される一方、細川医師は工場排水の実験を開始する。7 月に入り、厚生省は工場排水が原因であるとし、原因究明調査を行うことを決める。夏、原因物質が特定されないまま、乳幼児患者が確認される。

さらに、この年の 9 月、チッソは排水口を百間港から水俣川河口へと極秘裏に（熊本県や厚生省がこの変更を知るのは翌年 6 月である。）変更する。工場排水が疑われる中でこの行動は「確信犯」ともいうべきもので、有機水銀汚染の拡大をもたらした。工場のとるべき道は排水を直ちに止めることであった。

秋に入って新たな動きがあった。この春にイギリスから来水した神経医が帰国後水俣病とハンター・ラッセル症候群(有機水銀中毒症との類似を示唆したことから、熊大内では年末までに原因物質は有機水銀との確証が深まっていく。水俣湾内に水銀を流出できるのはチッソ水俣工場のみであった。熊大は春に入ってもなお慎重に有機水銀による発症の確認実験を繰り返した。

1959 年夏以降は激動であった。熊大は有機水銀説の発表を 7 月 22 日に予定していたが、7 月 14 日、朝日新聞が「原因は有機水銀」とスクープする。ただし問題があった、チッソのアセトアルデヒド製造工程で使用されていたのは無機水銀であり、それがそのように有機化するかについてはまだ不明であった（実際は製造工程中ですでに有機化していたが、その事実が明らかになるのは 1962 年）。

有機水銀説に対するチッソの対応（それは高度経済成長路線をひた走る時の通産省や業界団体である日本化学工業協会と一体的に行われていたことに留意すべきである。）は次の三つの面があった。まず、工場は有機水銀説に対する反論を頻繁に行っている。これは、被害者を不安におとし入れ、いたずらに原因究明過程を混乱させるものであった。たとえば、11 月、通産省は、厚生省調査会の答申が出る前日に東京工業大学清浦雷作教授による「水俣湾産魚貝類の水銀値は他地域（それらは皆アセトアルデヒド工場下流か水銀鉱山下流であった）のそれと大差ない」とのパンフレットをばらまいている。さらにチッソは、企業内部における原因究明活動をうち切った。チッソ付属病院・細川医師はこの夏、工場廃水を猫へ投与し、発症に成功した（通称「猫 400 号実験」）。これは工場廃水が水俣病の原因であることを実証的に明らかにした実験であったが、その報告はチッソ内部で黙殺され、実験続行を事実上禁止される。最後に、八幡プール廃水の逆送や廃水凝集沈殿装置というポーズのみの廃水「処理施設」によって、あたかも浄化対策が済んだかのような演出を通産省と一体となって行った。

この年は 2 度にわたる漁民闘争、11 月国会議員団視察、年末漁業補償と患者に対する見舞金契約と激動のうちに暮れた。

1960 年は官民両方から有機水銀説に対する反論が出され、原因の中和 - 反論を多数出し原因をあいまいにする過程 - が行われた時期であった。清浦に続き、戸木田が「アミン説」を唱える一方、経済企画庁主管の「水俣病総合調査研究連絡協議会」及び日化協の息のかかった「田宮委員会」が有機水銀説の中和の場となった。

1962 年 2 月チッソ付属病院の細川医師は、アセトアルデヒド工程の上流排水中の水銀は大部分が有機水銀でありこれを猫に与えて典型的な水俣病を発症させることに成功し

た。さらにこの年、熊大の瀬辺、入鹿山らによって工場廃液中に有機水銀が存在することがわかる。チッソが水俣病の原因そのものを垂れ流していることが明白になった。しかし、その教訓は生かされなかった。この年の秋、新潟ではすでに猫が狂死していた。第二の水俣病、新潟水俣病の予兆であった。

ここまでの原因究明プロセスを振り返って、次の3点が指摘できよう。

まず第一に非難されるべきは、チッソ及び通産省の人命軽視の姿勢である。彼らは公害発生の当事者であり、その原因を最もよく知り得た立場にある。廃水停止を決断するチャンスは1957年初め、1958年夏の厚生省調査によるチッソ名指し批判、1959年7月の有機水銀説公表と多々あったのに、通産省が明示的に排水処理を言及したのは1959年秋であったが、その後も水銀を含む廃水は垂れ流しのままであった。付け加えるならば、両者が廃水サンプルの提示や工場内部の公開を早期（1957～1959年）に行っていたら、原因物質ははるかに易しいものになっていたはずである。

次に、通産以外の行政セクターについてみる。1958年夏の熊本県による漁獲禁止見送りは、食品衛生法及び漁獲法の歪曲・不履行であり、被害の拡大と患者の困窮を招いた。水産庁・県水産課も水俣には戦前からの漁業被害があり、1952年には県水産技師から工場廃水と漁獲低迷の関係を疑う報告がなされているのに、対応はとられていない。漁民たちは最も早く海の異変に気づいており、また水俣病によって生命・健康及び職業を奪われ被害の最前線にいたのである。

第3に、中央の一部の学者・官庁は工場・通産省の反論の片棒を担ぐばかりか、原因究明に当たる熊大を「駅弁大学」「ヘッポコ大学」と形容した。このことは現地で原因究明にあたった研究者の努力をないがしろにするものであった。

これらを振り返っていえることは、原因究明に対し組織的・意図的にそれを妨害する勢力があったこと、原因究明が途中の段階でもとりうる対策があったこと、それを妨害する勢力もまた存在していたこと、である。

3 - 1) 新潟水俣病

新潟水俣病は、熊本水俣病以後に再び繰り返された「第二の水俣病」であった。この国に二度水俣病の悲劇が繰り返されたという事実は、企業及び行政による被害未然防止、被害拡大防止、あるいは被害者への償いと再発防止がいかに機能してこなかったかを如実に物語るものである。われわれはここに、熊本水俣病とのアナロジーと対比をすることができる。政府が公式に認めた新潟水俣病患者数は、1996年7月の時点で690人、申請棄却者数は1064人である。

新潟における阿賀野川は熊本における水俣湾と同様に、魚介類の宝庫であり流域住民の漁の場、あるいは彼らの運輸手段として重要であった。住民の暮らしは川と一体であ

った。1965 年阿賀野川流域で第二の水俣病が公式発見された。その原因物質は上流域に位置する昭和電工鹿瀬工場からの工場廃水であり、昭和電工による原因究明妨害のプロセス、認定制度による被害者の切り捨て等は、熊本水俣病にきわめて類似していた。

新潟水俣病で熊本水俣病との対比で特筆すべきは、患者支援組織が早い段階で作られ、活動が開始されていることである。これは、患者と原因企業との地理的・社会的・経済的距離が熊本の場合より遠かったこと、かつ患者に半農半漁の人達が多く、漁業中心であった熊本に比べ生活の困窮度が軽かったことなどが、患者の「運動」への障害を低くしていたからだといえる。この「運動」は患者に対する行政の協力を早期に引き出し、かつ 1967 年の昭和電工に対する民事訴訟（第一次訴訟）へと結実したという点で評価できる。1971 年、原告・患者側はこの裁判で勝訴、昭和電工との直接交渉により 73 年には画期的ともいえる補償内容を獲得し、四大公害訴訟の先鞭として非常に重要な役割を果たしたからである。この第一次訴訟中の 1968 年、新潟と熊本の水俣病患者の間ではじめて交流がもたれたことも特筆すべきである。この両者の交流は北と南の水俣病患者のみならず、彼らを支える支援組織（医師・弁護士・文化人等）にも大きな励ましとなり、互いの協力関係を築く契機となった。

この勝訴をきっかけに、新潟においても認定申請者が激増し、認定審査会における棄却者の増大、患者切り捨てという新たな問題が生じ、1982 年、患者たちは国・昭和電工を相手取り裁判を提訴する（第 2 次訴訟）。この裁判は国・昭和電工から誠意ある対応がみられぬまま長期化し、1996 年、新潟水俣病患者たちは熊本水俣病患者と同様に「和解」を選択する。新潟水俣病におけるこの「和解」の問題点は、まず、熊本水俣病において実現可能な補償内容に新潟水俣病もまた矮小化されたことである。昭和電工はチッソと異なりその経営力は十分であり、かつ患者数も熊本に比して少ないのに補償内容は熊本に同様であった。さらに、熊本水俣病という先例がありながら新潟において第二の水俣病を引き起こし、被害を拡大させ、患者の救済まで怠った国の責任は熊本の場合より重いはずであるのに、「和解」は患者の国に対する責任追及の権利を放棄させている。「和解」は新潟水俣病患者にとって問題の多いものであった。

3 - 2) 胎児性水俣病

胎児性水俣病とは、母親が有機水銀を含む魚介類を摂取したことにより、それが胎盤を通して胎児に蓄積されることで生じる有機水銀中毒である。1950 年代後半から水俣・芦北地方で脳性小児マヒの子どもが多くみられたが、有機水銀中毒の疑いがあった。彼らのうち 1961 年に死亡した患者を解剖したところ 1962 年になって胎児性水俣病であることが確認された。

これは生物学的にみれば、母親から胎児への有害物質の輸送を防ぐはずの胎盤が、逆

に胎児側へ有毒物質を移送してしまうというきわめて希有な現象である。それは文明の産物である有機水銀（カネミ油症事件の PCB も同様である）が環境中できわめて安定、分解されにくい性質を持つことによっている。熊本大学の原田正純医師らは、臍帯中の有機水銀量を分析しその動向が環境中の水銀汚染と平行していることを明らかにした。胎児にとっての母親の子宮はまさに環境そのものである。

水俣病において胎児は母親の水銀を「吸いとってくれる」存在であった。ユージン・スミスの写真『智子ちゃんと母親』のモデルとなった胎児性患者の一人上村智子さんもまた、母親の胎内で水銀に侵された一人であった。母親の良子さんの口ぐせは「この子は宝子ですばい」であり、「この子が私の水銀を全部吸い取ってくれたので、私は何とか元気で、そのあと六人の元気な子供たちを生むことができた」のだという。智子さんは 20 歳でこの世を去った。

蛇足だが新潟においては胎児性患者は厳密な妊娠規制がとられたことにより発生していない。このこともまた多くの母親や家族に別の悲劇をもたらしている。子どもを産み続けた水俣と、生まないことを選択した新潟。みなさんはどう評価されるか。

4 - 1) 政府公式見解から裁判まで

1968 年 9 月の政府の正式見解で、政府が正式に水俣病を公害と認めたことに力を受け、直後から認定申請が相次いだ。また、認定患者の側も再び補償を求めてチッソの間で交渉を始めた。しかし、チッソはまったく相手になろうとせず、厚生省に仲介を頼むことになった。厚生省が患者互助会に対して「第三者機関の結論には意義なく従うこと」という条件の確約書の提出を迫ったため、これをやむを得ないとするもの（一任派）と、それを拒んで自ら交渉を続けようとするもの（訴訟派）とに患者互助会が分裂した。1969 年 4 月、水俣病補償処理委員会が作られ、一任派は最終的にこの斡旋案に従うことになる。一方の訴訟派はチッソに対して交渉再開を申し入れたものの応じられなかったため、同年 6 月にチッソに損害賠償を求めて熊本地裁に提訴した。

未認定の患者に対しては、1969 年 12 月に公害対策基本法に基づいて「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が制定された。1970 年からこの救済法に基づく新認定制度が始まったが、水俣においては旧制度と変わらない「非認定」制度であった。同年半ばになると、申請を否定された患者の中からこれを不満として行政不服の申し立てをするものが現れた。

一方、1970 年半ばから、チッソの株券を買って株主総会に出席しようという運動が患者と支援者の間で行なわれた。「一株運動」である。直接の目的は、チッソに対して患者が直接発言できる場を作ることにあつた。裁判はあくまで専門の代理人による闘争の場であるので、患者の望む直接対決の場たり得ないためであった。11 月に大阪で開かれた

株主総会へ巡礼姿の患者と支援者たちが出席し、当時のチッソ社長江藤豊に直接思いをぶつけた。この様子はマスコミによって日本中に報道された。

1971年7月に環境庁が発足し、水俣病問題の一切を厚生省から引き継いだ。その環境庁によって、認定申請棄却処分の取消が言い渡された。同時に事務次官通達という形で認定方法についての指導がなされた。「症状の発見または経過に関し魚介類に蓄積された有機水銀の経口摂取の影響が認められる場合には、他の原因がある場合でもこれを水俣病の範囲に含むものである」と(1971年基準)。

1971年10月、71年基準による新認定患者とチッソとののはじめての交渉が行なわれた。しかし、チッソは新認定患者を今までの認定患者と対等に扱おうとはしなかった。12月6日、新認定患者たちは事態の打開を目指して上京し、チッソの社長との直接交渉を求めた(自主交渉派と呼ばれた)。一方、12月16日、新認定患者の多く(調停派と呼ばれた)が中央公害審議会に調停申請することでチッソと合意し、補償金の内払いとして20万円を受けとった。自主交渉派はその後チッソとの交渉を続けたが、膠着状態を打開することはできなかった。調停派の方も、1973年1月になって調停申請書や代理人選任届の多くが偽造されたものであることが発覚し、調停が頓挫してしまった。

1973年3月20日、水俣病裁判第一次訴訟の判決が言い渡された。チッソの過失責任が認められ、見舞金契約が無効であることも確かめられ、患者本人の慰謝料はほぼ全額が認められるという原告の勝訴だった。チッソは判決二日前に上訴権を放棄しており、判決は確定した。直後から、患者とチッソとの補償交渉が再び始まった。判決当日に自主交渉派が合流し、さらに一任派や調停派も同等の補償を要求した。最終的に7月9日、補償協定が調印された。

4 - 2) 第3水俣病事件

十年後の水俣病の実態、現状を明らかにしようとして発足した熊大二次研究班は、1971年8月21日から、御所浦島、水俣市の住民の一斉検診を行った。そして、対照として天草郡有明町の住民に同じ方法による住民検診が行われた。同じスタッフで、同じ方法と基準でピックアップしたところ、対照地区であったはずの有明地区において、10人(1.1%)が水俣病およびその疑いありとなった。

研究会内部の報告会では、有明の汚染は過去のもので緊急性は低いと考えられることから、公表はせず慎重に継続調査をすすめる方針とされた。しかし、1973年5月22日、『朝日新聞』が一面トップで「有明海に第三水俣病」「天草・有明町で八人の患者」などと派手にスクープしたため、全国に水銀パニックが広がった。熊本県の魚介類は関西で一時取引停止をくい、魚価は下がり、売れなくなった。

環境庁は、カセイソーダ工場の水銀電解法の廃止、全国の九汚染水域の緊急な調査実

施を決定した。厚生省は同時に、「食べ方の心得」を発表した。さらに、汚染のすすんでいる魚貝類について、具体的な食卓指導に乗り出した。「有明ものは大好物。」と知事が語ったとか、三木武夫長官も水俣の湯の児で魚をばくつくポーズで写真をとったり、いろいろ笑えぬ悲喜劇があった。

第三水俣病事件の最大のマイナスは、その後の研究、調査を一切不可能にしてしまったことである。有明町の第三水俣病問題にしても、その後の追跡調査、宇土市の汚染源といわれた日本合成化学に近い漁村の住民の臨床疫学調査など、一切出来なくなった。あとの調査はすべて行政側ににぎられてしまった。第三水俣病さわぎをおこした張本人である私たちは、研究からしめ出されてしまった。

水俣病の原因究明以来一三年、新潟水俣病発生以来八年もたっていた。行政がその間に、きちんとした水銀に対する対策、総点検を行っておれば、マスコミの取り上げ方がどうであれ、このようなパニックはおこらなかったであろう。

5) 認定問題

水俣病史において認定問題は極めて重要である。なぜなら認定とは、被害及び救済の実際の単位である患者一人一人について『問題か否か』を判断するプロセスであるからである。しかし認定問題の歴史を振り返ると、行政・チッソは水俣病の発生の防止、被害の拡大の防止を怠ったばかりでなく、(i)認定基準の偏狭(ii)認定審査の遅延、の2点において被害者の救済をも怠ったことがわかる。

認定制度の始まりは見舞金契約に遡る。医学者から成る審査委員会による審査で「補償金の受給資格を決めて受給者を制限する」という性格のものであり、被害者の救済よりはチッソにとって必要な制度だったのである。当初の認定基準はハンター・ラッセル症候群に一致する重症患者だけであり、事実上門戸は閉じられていた。

1971年、行政不服審査請求で川本らが逆転認定を得たのをきっかけに、疫学条件を重視して救済の主旨を明らかにした「46年事務次官通知」が出され、その後認定患者数は増加した。

しかし、高度経済成長の陰りとチッソの経営破綻、第三水俣病の抹殺をきっかけに、1977年、症状の組み合わせを重視して認定に絞りをかける判断基準が作られた。そして第2次研究班のメンバーを審査会から締め出し、ずさんな「集中検診」が行われた。これ以降認定者は激減し棄却者が増加したのである。

認定に関連する裁判としては、まず認定審査の遅延に対する訴訟として認定不作為違法確認訴訟、待たせ賃訴訟がある。また、水俣病の範囲(病像論)をめぐる訴訟として認定棄却処分取消訴訟、第二次訴訟がある。

認定制度は、症状を呈しながら棄却されたり死後初めて認定された、救われない患者が

多く存在したことから「患者の救済にとって不備だった」と結論せざるを得ない。その原因は、「補償金受給者を制限する」という行政の姿勢にあり、「治療ではなく選別のための検診」をする審査会、医学者の体制にあった。

(補) 1995年の最終解決案をもって、認定制度はその役割を終えた。この最終解決策は申請者に一律260万円を支払い、そのかわり患者団体は今後一切運動は行わないという内容であり、1959年の見舞金契約と本質的に同様の趣旨であった。認定問題は結局、見舞金契約に始まり見舞金契約に終わった。チッソ・行政は、水俣病の発生を事前に予防すること、被害を最小限に押さえることを怠ったばかりでなく、被害者に対する迅速かつ可能な救済をも怠った。まさに「水俣の患者は三度殺された」のである。

6) 国家賠償訴訟・和解

国家賠償訴訟とは、主に未認定患者たちが、チッソ(その子会社)、国、県を相手取りおこした裁判である。主要な争点は、国・県の責任、水俣病の範囲(病像論)、損害額である。これは1980年の熊本訴訟第一陣(第二陣まで)を皮切りに、1982年関西、1984年東京、1985年京都、1988年福岡で提訴された。

熊本地裁での熊本第一陣第一次判決は1987年であった。これは、国と熊本県の国家賠償責任を明快に断じた画期的なものであった。この判決に危機感を持った行政側は、態勢を立て直し、病像論についても徹底した医学論争を仕掛けてきた。1992年に出た東京訴訟第一陣判決と同年に出た新潟水俣病第二次訴訟第一陣判決はいずれも行政の責任を否定した。1994年の関西訴訟第一次判決(大阪地裁)は一連の国賠訴訟の中でも「行政による行政のための判決」として記憶されねばならない。この裁判は終わり近くになって、3人の裁判官が入れ替わり、彼らはいずれも最高裁あるいは国の息のかかった人材であった(元最高裁調査官中田昭孝、元法務省小宮山進、最高裁により米留学したばかりの古閑裕二)。判決文は、原告らが水俣病である確率を40%と一方的に断定し、「除斥期間」によって20年経過後の請求権消滅、原告12人の請求を退けた。その内容は、被告の言い分のみで水俣病事件を構成し、原告の主張・立証した事実を無視したものであった。国民にとって「公正」であるはずの裁判が権力の道具と化し、司法もまた水俣病を救済できなかった。水俣病の歴史上記憶に止められるべき重要な出来事である。

1994年6月社会党村山内閣の発足から、水俣病の「政治決着」に向けた動きがあわただしくなる。9月、政府はチッソへの間接融資を中心とした金融支援策をきめた。1995年初めから、与党環境調整会議は患者各団体、訴訟弁護団、原因企業、関係自治体などからの意見聴取を始めた。ついで設置された与党水俣病問題対策会議は、3月には、国家賠償法上の責任は問わないこと、なにがしかの一時金を支給することなど、解決策の

大筋をきめた。9月、環境庁が政府与党に示し決定した水俣病最終解決案は、一律二六〇万円の一時金を支払う代わりに国賠訴訟の取り下げ、一切の紛争終結を求めるものであった。政府の選択肢は、被害者を切り捨てるか金額の値切りかどちらかであったが、解決策は後者に落ち着いたことになる。解決策の付属文書「救済対象者の考え方」は、「公健法の認定申請棄却はメチル水銀の影響が全くないと判断したことを意味するものではないことなどにかんがみれば、救済を求めるのは無理からぬ理由がある」としている。認定制度の誤りには言及されていないのである。水俣病の責任をあいまいにしたままで、なにがしかの金ですべて終わったことにしようとする点では、1959年のあの見舞金契約と本質的に同じものである。また、解決案は全国連、水俣病患者連合等の患者団体に加算金と引き替えに全ての紛争を終結させることをうたった。それは、水俣病闘争の買い上げであった。そして、被害者たちはあの時と同様、「今を逃せばもう救済の手はさしのべられない」という状況に追い込まれ、「解決策」の受諾を余儀なくされたのである（関西訴訟のみ継続中）。1995年12月、閣議は水俣病解決策を了承し、村山首相は談話の形で「遺憾の意」を表明した。1996年に入ると、最終解決策に沿った手続きが一気に進み、解決策の根幹である総合対策医療事業の実施要領が環境庁と県から示された。1997年3月で締め切られた当事業対象者数は、医療手帳該当者（四肢感覚障害、熊本・鹿児島両県合計以下同）9,439人、保健手帳該当者（精神症状）1,187人、非該当者、つまり救済の対象とされなかった人は、2,169人だった。

なお関西訴訟の控訴審は去る4月27日大阪高裁にて判決が言い渡され、国・県の行政責任を認め、「一定期間汚染地域にあり、手足のしびれがあれば水俣病」との認定基準の根幹をくつがえず判断を示した。

4 . 参考文献一覧

全般

- 栗原 彬編 『証言 水俣病』岩波新書 2000
原田正純著 『水俣病』岩波新書 1972
原田正純著 『水俣病は終わっていない』岩波新書 1985

原因究明

- 宇井 純著 『公害の政治学：水俣病を追って』三省堂新書 1968
NHK スペシャル取材班 『戦後 50 年そのとき日本は 第3巻
チッソ水俣 工場技術者たちの告白』日本放送出版協会 1995

認定問題・国家賠償訴訟

- 菱沼従尹著 『いのちの値段：奴隷から水俣病患者まで』文化出版局 1971
富樫貞夫著 『水俣病事件と法』石風社 1995
川名英之著 『ドキュメント日本の公害 第4巻 足尾、水俣、ビキニ』緑風出版 1983
後藤孝典著 『沈黙と爆発』集英社 1995

証言集

- 「私にとっての水俣病」編集委員会編 『水俣市民は水俣病にどう向き合ったか』葦書房
2000

評価、行政責任

- 宮澤信雄著 『水俣病事件四〇年』葦書房 1997
橋本道夫編 『水俣病の悲劇を繰り返さないために：水俣病の経験から学ぶもの』中央法規 2000
深井純一著 『水俣病の政治経済学：産業史的背景と行政責任』勁草書房 1999
地球環境経済研究会編 『日本の公害経験』合同出版 1991

戦前期の水俣

- 色川大吉編 『水俣の啓示：不知火海総合調査報告 上下』筑摩書房 1983

新潟水俣病

- 飯島伸子・舩橋晴俊編著 『新潟水俣病問題：加害と被害の社会学』東信堂 1999
坂東克彦著 『新潟水俣病の三十年：ある弁護士の回想』日本放送出版協会 2000
新潟水俣病被害者の会 『阿賀よ忘れるな：新潟水俣病第二次闘争の記録』 1996

第3部

(付属资料)

【資料1】河原・西水による水俣現地視察

日程概略

2月10日（土）

午前：羽田からJASで福岡へ。特急「つばめ」で水俣へ。

午後：谷洋一さんと合流。「ほたるの家」へ。7, 8人で水俣病についての話をしたり、ビデオを見たりする。

夜：相思社に宿泊（水俣での4泊は全て相思社。）

2月11日（日）

午前：水俣病資料館にて語り部（by浜本徳二さん）。資料館内をじっくり回る。

午後：環境センター（資料館の隣）見学。

外を散歩（水俣病メモリアルなど）。

夕方：水俣病歴史考証館にて弘津敏男さんの説明を受ける。

引き続き夜まで弘津さんに話を伺う。

2月12日（月）

午前：水俣病資料館にて語り部（by杉本栄子さん）。

午後：坂本てるきさんから話を伺う@坂本さん宅。

夜：原田正純先生の未認定患者（胎児性水俣病患者と推定される）検診に同行。不知火海の南、鹿児島県の長島へ。

2月13日（火）

午前：チッソ株式会社見学。

午後：谷さんと明水園へ。

その後、国立水俣病総合研究センターへ。

夜：谷さんと夕食。

2月14日（水）：バレンタインデー

午前：相思社の方々とミーティング。自己紹介など。

茂堂（生カキを採る）チッソ旧工場、百間排水口、湯堂を相思社の方に回ってもらう。

西水徹と分かれる。

八幡プール、陣内のチッソ社宅を回る。（タクシー）

1日目(2月10日)

概略

午前：水俣到着

午後：谷洋一さんに連れられてほたるの家へゆく。ビデオ鑑賞、自己紹介など。そのうち相思社へゆき宿泊。

午後：ほたるの家での自己紹介とビデオ鑑賞など

ほたるの家はメンバー10人弱の患者支援などを行う組織。3時間ほどお話を伺ったりすることができた。まず簡単な自己紹介を行い、メンバーには坂本しのぶさんをはじめとする患者さんと、谷さんら外部の人がいることが分かった。患者さんたちは家族の多くを水俣病でなくしており、坂本しのぶさん自身も胎児性水俣病で車椅子に乗っていた。見た目には患者さんと分からない人、一見してそれと分かる方など症状は多様であり、それでも全員が話し合う姿は家族のようにも見えて印象的だった。

ビデオを2本見たが、一つはメンバーの方が講演を行った中学校の生徒が、水俣の紹介を劇の形で行ったもの。もう一つは原田先生の出演されていたNHKの番組である。普段から、こうした素材を使って議論を行っているそうである。このときは、水俣病についてももっとしっかりと教えるべきだ、という教育の問題や、水俣病のプロセスがまだはっきり分かっていないことについて、活発に話し合っていた。また、水俣病を通して自分たちのことは自分たちで決めなくてはならないことを学び、現在は新幹線が水俣に通ることについて、反対運動なども行っているとのことである。実際、建物の前には「新幹線建設反対」との立て看板が立っていた。

水俣について一通り見てからもう一度お話をすることにして、谷さんに車で相思社までおくっていただく。(以上)

2日目(2月11日)

概略

午前：水俣病資料館にて語り部。(浜本二徳さん)

午後：歴史考証館にて弘津敏夫さんにお話を伺う。

午前：水俣病資料館にて語り部 (by 浜本二徳さん)

その後水俣病資料館の見学

浜本さんはまず、仕切網設置の様子や、百間港埋立の様子を地図を使ってわかりやすく説明してくださった。そして、初期の偏見の様子について触れられ、「みんなが私の家の前を通る時はハンカチで口と鼻を押さえて通っていた」とか、「知ってる人はバスで隣には絶対に座らなかった」といったことを話してくださった。今は大分ましになっているとのことであったが、それでも、まだ偏見を感じることはあるそうである。また、教育関係の方がお話を聞いていたこともあって、教育についても触れられた。そのなかで、「現在の社会は生産と消費が切り離され、生産現場が見えにくくなっている。このこともチッソが水俣病を引き起こした一つの原因である。教育では是非、その関係が見えるようなことを行ってほしい。生活に密接に関わっていることを教えてほしい。」とおっしゃっていたのが、印象的だった。

水俣病資料館は、展示物が抱負で、ビデオを使った患者の方の言葉の紹介などもあり、水俣病の基礎的な情報を得るには良いところである。シアターでは、簡単な水俣病紹介のビデオが流れていて、初めて水俣病を知る人にもわかりやすく、また、地下には資料が集めてあり、ある程度知識のある人でも役に立つところであると感じた。

午後：歴史考証館にて弘津さんからの説明

相思社に宿泊する際には担当の方が一人付くのだが、弘津さんは私達の担当として数時間にわたってお話をしてくださった。まず、歴史考証館で資料を見ながら説明を伺ったが、ここは、仕切網の現物や、訴訟の際の幟など、ここならではの品があり、説明を伺いながらそれらの品を見ていると、当時の雰囲気をも多少身近に感じられた。また、出版物等も販売している。

考証館を見た後、弘津さんから水俣病について詳しい話を伺う。お話は大きく分けて4つに分かれており、1患者である漁民たちの由来、2チッソの成り立ち、3資料の収集方法、4水俣観光スポット、について伺うことができた。特に、漁民の由来について、彼らの多くは天草からの移民で、現地の人々と風習が異なり、ほとんど接触もなかったため元々差別されていたこと。水俣病以前にもチッソから漁業補償が行われており、補償金をもらっていたことから、地域の人々はあまりよく思っていなかったこと。つい最近まで漁協が漁を行うことに消極的で、最近ちゃん塗料をしようという動きがでてきたこと。など、いろいろ伺うことが出来、水俣病を見るためには社会的な背景を見ていく必要性を感じた。また、チッソや行政の責任に関しては、発生責任、放置責任と拡大責任にわけて話され、実質的には行政もチッソへの融資という形で責任を果たしているが、はっきりと責任を認めるべきである、とのことも話しておられた。そして、資料について、相思社自体、莫大な量の資料をもっておられ、現在その整理を行っているとのことであった。(以上)

3日目（2月12日）

概略

午前：水俣病資料館にて語り部（by杉本栄子さん）

午後：坂本てるきさんから話を伺う@坂本さん宅。

夜：原田正純先生の未認定患者（胎児性水俣病患者と推定される）検診に同行。不知火海の長島(鹿児島県)へ。

午前：水俣病資料館にて語り部（by杉本栄子さん）。

杉本さんは茂堂の網元をしていた。漁師達を束ねる立場の家である。ここから水俣病患者第一号がでたことは、その集落の人々にとって非常にショッキングなことだった。周囲の人からの厳しい差別があったとのこと。「人が信じられない」との杉本さんの言葉は余りにも重たく感じられた。

当時は食べ物もない。お金もない。物が無い。周りの人から食べ物をもらおうにも、冷たくされる。市役所からも食べ物をもらえない。代わりにくるのは滞納している税金の催促。どうにもこうにも行かないなかで、チッソや国を相手取っての訴訟に踏み切る。昭和44年のことである。当時は、チッソという大企業、国という権力を相手に戦うことに対する嘲りが強かったとのこと。

概して、水俣病発生以降のつらさ、苦しみを切々と涙混じりに話された90分であった。

杉本さんは水俣市内の多くの（ほとんどの）中学校、高校などを「語り部」としてまわられている。

午後：坂本てるきさんから話を伺う@坂本さん宅。

坂本さんはお祖父さん、お父さんなどを水俣病（激症）でなくされている。ご本人も水俣病で、和解参加者の一人。（1）水俣の歴史、（2）学生運動と絡めた水俣病闘争の歴史、（3）ご本人の体験談・感想について、坂本さんのお宅で約2時間半、話を伺った。

当時の水俣病での第一次訴訟や認定運動・訴訟等が、多数の人々に支えられていることがわかった。それも集合体としての「多数の人々」ではなく、人格・固有名詞を持った個人が精力的に活動してその蓄積が、水俣病の戦いの歴史だったとの印象をうけた。今から見れば歴史だが、当時は「どう転ぶかわからない」、先の見えない戦いだったのである。「谷さんが」とか「私の父が」とか「原田先生が」といった固有名詞が出る度に、よりリアルに当時のことが想像された。第一次訴訟の1969年は学生運動が特に盛んであり、水俣病の運動が学生運動にも強く支えられていたこともわかった。

どの学校も教室がぎゅうぎゅうで、戦争直後のピュアな「民主主義教育」がなされた団塊の世代。彼らのエネルギーがどんなものか私には想像がつかなかったが、水俣における具体的な活動の激しさ（特に新左翼派）を聞いて、その「すごさ」を垣間見られた。

夜：原田正純先生の未認定患者（胎児性水俣病患者と推定される）検診に同行。

不知火海の南、鹿児島県の長島へ。

原田先生は非常にお忙しいところ、私達の日程に合わせて長島を検診に訪問されたようだ。ありがたい限りである。長島は不知火海の南で蓋をするように位置している。漁業の町。その地域からは一人も認定患者が出ていないらしい。「一人も患者がでていない」ことが「患者がいるはずない」との解釈に結びついて、申請が棄却されているのではないか（2度申請、2度とも棄却）。彼は41歳。お母さんは和解金260万円をもらっている。

原田先生は彼の体を検診する。目をつぶった状態で指で鼻を指してもらったり、皮膚を刺激して感覚があるかを確認したり、味覚・嗅覚があるか聞いたり、脱力感があるか聞いたり、ライトを利用して眼球の様子を見たり。テレビや写真で見る光景がまさに目の前で行われていた。

本当につらそうだ。言葉がうまくしゃべれない。活舌が悪く、慣れないと聞き取れない。「力が入らんとです。」「鼻が利かんとです。」「目は見えるばってん、頭の後ろがつろうて。」「ねむれんから、眠り薬をのんどります。」思わず自分の手に力が入る。未だにこれだけ苦しんでいる人がいるんだ。

しかし頭が悪いわけではない。むしろ「DNAを調べれば（自分が胎児性患者だと）わかるのでは」などと先生に聞くほどだ。

あいにく、胎児性患者と直接証明できる証拠（へその緒や幼児期の髪の毛）はないようだ。先生は、母親が水俣病の症状を持っていること、彼の生まれた時期が胎児性患者の頻出時期と重なること、彼の症状、漁師の家でたくさんの魚を食べていたという環境から何とか立証できるのではないかとおっしゃっていた。（以上）

4日目（2月13日）

概略

午前：チッソ株式会社見学。

午後：谷さんと明水園へ。

その後、国立水俣病研究センターへ。

午前：チッソ株式会社見学。

チッソの事務部総務担当の多胡さんに11時から1時まで約2時間もお話を伺い、チッソ工場一帯をワゴンで案内していただく。35歳くらい。説明はとても丁寧だった。説明内容は、パンフレットに沿って(1)チッソの歴史、(2)現在のチッソについて約1時間。こちらも質問したので予定の2倍かかった。その後チッソ紹介のビデオを15分見る。「地元の皆様とともに」という言葉は何度か出てくるが、その気持ちがどれだけ「地元の皆様に」伝わっているのだろうか。補償金や、埋立地費用負担などの「金銭面」以外にどれだけ地元貢献をしているのだろうか。具体的な取り組みが見えてこない。

その後、ワゴンに乗って工場地見学。写真を撮ろうと構えたところ、工場敷地内は写真撮影できないとのこと。液晶原料生産量世界一(50%のシェア)なのに、ファインケミカル工場の外見は最新から程遠い。黒ずんだ壁に、薄暗い内部。補償金の関係で内部施設には金をかけるが、工場の建物自体には設備投資できないとのこと。「補償金の関係で」という言葉が3,4回聞かれた。確かに利益の多くが補償金に充てられており、給料も他の化学メーカーよりだいぶ低いのだからそうも言いたくなるだろう。しかし、これは歴史的な負の遺産を考えれば当然のこと。がんばって補償金を払ってくださいな。そう言いたくなる。ただ、その一方で奥さんと幼いお子さんを養っている多胡さんの顔を見ると、複雑な気持ちにもなった。責められるべきはチッソという会社であり、現在そこで一生懸命働いている人を責めることはできないのだから。

午後：谷さんと明水園へ。

その後、国立水俣病総合研究センターへ。

明水園は、水俣市立の重症心身障害児(者)施設だ。入所者は水俣病認定者に限られ、彼らの健康保持・医療・看護・介護・リハビリなどを目的としている。病床は65名分。寝たきりの方から、車椅子で動ける人、自分で立って歩ける人まで様々である。私達が伺ったときは人によっては手芸(刺繍等)作品作りに取り組んでいた。「みんなで楽しく過ごせておりここは天国だ」というおばあさんがいる一方、「早く帰りたい。ここは地獄だ。谷さん、あんたの所の隅でいいから住まわせてくれ」という方までいた。もちろんその方は家で一人では暮らせない。家族も介護疲れでぐたぐた。したがって現状をどうすることもできない。

結局、後になっていくらかお金をかけてすばらしい施設を作っても、元には戻らない。失ったものは取り返せない。必ずしも「魂(心)の救済」にはならないのである。どれ

だけ補償金をもらっても体の自由が戻らないように。

その後、国立水俣病総合研究センターへ。不知火海が幻想的に美しく見えた。衛藤光明先生（臨床部長）のお話を伺った。ごく最近になってやっと視野狭窄、神経障害などの水俣病発生原因が解明されだした（西村肇論文@現代化学1998.2,3）との話には驚いた。これだから完全に発生原因がわかってから対策に移るのでは明らかに手遅れになるはずだ。「対策」のためには科学的検証は完璧である必要はなく、一定程度でいいのである。例えば、チッソからの排水が水俣病の原因だとわかれば、漁獲禁止や排水停止といった「対策」は打てる。必ずしも排水の何が原因かわかるまで対策を遅らせる必要はないのである。

5日目（2月14日）

概略

午前：相思社の方々とミーティング。自己紹介など。

茂堂（生カキを採る）、チッソ旧工場、百間排水口、湯堂を相思社の方に回ってもらおう。

西水徹と分かれる。

八幡プール、陣内のチッソ社宅を回る。（タクシー）

午前：相思社ミーティング。その後「現場」めぐり。

朝8：30から相思社のミーティング参加。相思社の方約8人と自己紹介。向こうの方はみなはきはきしていて活動的に感じられた。エコツーリズムについて取り組まれている方が多い。機関紙「ごんずい」を見ればその取り組みがわかる。エコツーリズムがパッケージとして用意されていれば、時間の限られた人にとっては非常に利用しやすいだろう。僕も時間があれば楽しめたのだが、残念だ。

その後、まだ見ていない「現場」をめぐる。

茂堂...山側に手付かずの原生林。左にはきれいな海、それも「食」の宝庫。カキが生息。カマで殻をこじ開ける。身を海水に付けて食べると、磯の香りが口の中いっぱいにさわやかに広がった。水の湧き出ているところには緑のこけがたくさん生えている。最初の患者がでたところとは思えない。まさに実り豊かな海が生活を支えてくれたのだ。

チッソ旧工場...赤レンガづくり。現在は別の会社が入っている。

百間排水口...木の板でできた排水口である。まさに排水口といった感じだった。当時

はここから水銀が流されていたのだ。

湯堂...釣りをしている人がたくさんいた。石の恵比寿さまが海に微笑みかけている。また、石牟礼道子さんの『苦海浄土』に出てくる井戸が大きなつばきの木の下で水をたたえていた。

八幡プール...物々しい設備が見える。

陣内のチッソ社宅...当時は高級住宅地。現在は私の目からは「閑静だが古びた木造住宅群」に見えた。一部の家は立替を考えているとのこと。木造平屋建てが整然と建てられている。独身寮が工事中だった。5階建てくらいだろうか、鉄筋が組まれていた。

(以上)

資料一覧

ほたるの家

- ・ 機関誌「ほたるの家便り」No14～No18(2000.3.1～2000.11.1)

相思社

- ・ 機関誌「ごんずい」No29,40,52,58,59,60(1995,1997,1999,2000,2000,2000)
- ・ パンフレット「体験しよう水俣 水俣グリーンエコツーリズム」(熊本県・水俣市発行 水俣グリーンツーリズム研究会監修)
- ・ 「水俣環境ツアーマップ」(説明冊子つき)
- ・ 「水俣病事件を知るための資料リスト」
- ・ 「水俣・芦北地域における地域社会再生に関する研究」報告書(1999.3.31)

水俣病資料館

- ・ 小冊子「水俣病10の知識」(水俣病資料館、歴史考証館制作 環境創造みなまた実行委員会発行 2001)

環境センター

- ・ パンフレット「熊本県環境センター」
- ・ 「エコタイムズ」(環境センターだより) No.22,23,24

チッソ

- ・ パンフレット「工場案内」(チッソ株式会社 水俣本部 2000)
- ・ プリント「電気化学期の構図」「チッソ(株)水俣本部の変遷」
「チッソ製造所の主な製品」「水俣本部環境方針」

明水園

- ・ パンフレット「水俣市立 明水園 重症心身障害児(者)施設」(社会福祉法人水俣市社会福祉事業団)

国立水俣病総合研究センターへ

- ・ パンフレット「水俣病 その歴史と対策」(環境庁環境保健部 1999)
- ・ プリント「世界各地の水銀汚染」

その他

取材テープ8本

1958年() 熊大：有機水銀説へ

- セレン説 タリウム説 「宝探し」
- 7月 厚生省56年末の疫学調査結果公表
：チッソを名指し チッソ反論
- 7月 胎児性患者
- 8月 患者南北に拡大
- 春 英神経医が来水、帰国後有機水銀中毒との類似を示唆
- 熊大 年末には有機水銀説で固まる
「まさか水銀のような高価なものを...」
翌春 有機水銀の実験を繰り返す

1958年() 漁獲禁止措置の後退

- 3月 熊本県「奇病対策連絡会」
食品衛生法による「漁獲禁止」を検討
漁民の生活はどん底へ-採れない・売れない・食べざるを得ない
- 8月 「漁獲禁止」は「販売禁止」に矮小化
漁業補償はなされず(補償の権利を県は秘匿)
厚生省も見て見ぬふり
食品衛生法「有害又はその疑いのある食品」の販売禁止
漁業法 公益上必要な場合の漁業権停止と補償
- 9月 チッソ排水口を変更 「人体実験」汚染拡大

1959年() 原因は有機水銀

- 7月14日(新聞) 熊大：有機水銀説発表 チッソ
触媒である無機水銀 どこで有機化するのか？
- 7月24日 チッソ付属病院細川医師 猫400号実験開始
10月7日失調 工場廃水に有機水銀含まれる
黙殺・打ち切り
- 工場・通産省による反論
ex.9月 爆薬説(大島日化協理事)
11月 アミン説(清浦教授)
- 廃水「対策」 10月通産省指示 排水口の変更
11月通産省指示 凝集沈殿装置

1959年() 産業界の巻き返し

- 11月12日 厚生省「水俣食中毒特別部会」 即日解散
経企庁中心の組織に練り直し
池田勇人総理が厚生大臣を怒鳴りつける
通産官僚「抵抗しろ。廃水を止めたら日本の高度成長が止まってしまう」
オクタノールの合成技術はピカイチ 56,57年フル操業
- 11月7日 「廃水停止は死活問題」市長・議長・商工会議所等々 知事に陳情

1960年～有機水銀説の「中和」

「中和」=原因がはっきりしても、必ず反論が提出される。正論と反論が中和して真実がわからなくなる過程。(宇井)

- 清浦・戸木田アミン説 腐った魚が原因
- 経済企画庁「水俣病総合調査研究連絡会議」
(1960年1月～61年3月) 熊大VS清浦
- 日化協「田宮委員会」
(1960年5月～62年7月)日本医学会会頭・東大名誉教授
- 業界誌「水」での熊大攻撃

1962年 排水中ですでに有機化

- 1961年 技術部石原がアセトアルデヒド工程廃水から有機水銀の結晶を抽出 技術部次長がもみ消す
- 2月はじめ チッソ付属病院細川医師
同工程廃液中はほとんどがメチル水銀 猫に水俣病を発症させる
- 熊大も同年チッソ酢酸スラッジから有機水銀を抽出
- 生物濃縮の過程が明らかになるのは1966～1967年。1965年に新潟水俣病の公式確認

患者の受苦と救済

- 認定制度への導入部

- 発見以前 水俣湾は「米櫃」 ご飯がおかずで魚が主食
- 1956年 奇病・伝染病 差別
- 1957～1958年 魚不買・漁業補償回避 困窮
胎児性患者・地域拡大
- 1959年8月 第1次漁民闘争（水俣漁協）
患者補償はノータッチ 運動の組織化を妨害
- 1959年11月～第2次漁民闘争（津奈木漁協等）
はじめて患者補償をうちだす チッソ正門座り込み
- 1959年12月 見舞金契約（認定制度の原点）



認定問題：患者は救済されたのか？

- I. はじめに
- II. 認定制度の変遷
- III. 認定制度の問題点
- IV. 新たな展開

大竹 史明

2001/4/29

14

水俣病で何が破壊されたのか

- 被害の主体は「個人」（固有の水俣病）
- 1。健康（急性、慢性、胎児性）
- 2。生活様式（漁村の文化）
- 3。差別、人格（市と漁村、患者差別）
- 4。職＝生活の糧（漁業、健康）
- 5。家庭（一家全滅）
- 6。共同体（認定差別、県外へ流出）

2001/4/29

15

認定基準の変遷

- 1。ハンター・ラッセル症候群に基づく病像論＝重症患者に限定
- 2。46年事務次官通知＝疫学条件を重視、門戸広げる
- 3。53年（新）事務次官通知＝症状の組み合わせを重視、患者切り捨て

2001/4/29

16

認定問題の始まり：見舞金契約

- 1959年、見舞金契約＝一時金を支給する。
- 補償金受給資格を判断する制度が必要。（救済よりチッソの要請）
- 医者個人の診断ではなく「権威」を持つ診断委員会
- 1970年、救済法

2001/4/29

17

初期の水俣病像＝重症患者に限定

- ハンター・ラッセル症候群：イギリスで報告された有機水銀中毒の症状
- 運動失調、言語障害、求心性視野狭窄、聴力障害などの組み合わせ
- 初期の審査会の認定基準とされる（粹）
- 実際の症状はふぞろい、連続分布
- 新潟水俣病：汚染された住民を中毒発生の母集団とした

2001/4/29

18

4 6年事務次官通知：疫学条件重視

- 川本らが行政不服審査で逆転認定
- 「46年判断条件」
- 四肢末端、口周囲のしびれ感（最初に表れる症状、日常生活の障害と自覚）
- 疫学条件（生活歴、家族の症状）
- 多数の患者が認定

2001/4/29

19

認定に関わる訴訟、裁判

- (1) 病像論に関する訴訟：
 - 認定棄却処分取消訴訟
 - 第2次訴訟
- (2) 審査の遅延に対する訴訟：
 - 不作為違法確認訴訟
 - 待たせ賃訴訟
- (3) 行政の責任追求：
 - 国賠訴訟（第3次訴訟）

2001/4/29

20

5 3年事務次官通知：患者切り捨て

- 複数の症状の組み合わせを重視
- 軽症では確認しにくい運動失調を重視
- 審査委員会の選別：二次研究班の締め出し
- 集中検診「デタラメ検診」
- 棄却者が激増

2001/4/29

21

9 5年最終解決案：認定制度の結末

- 一時金は一律260万円（未認定患者を認定はせず）
- 訴訟、自主交渉の取り下げを条件（今後運動はしない / 行政責任問えず）
- 見舞金契約に始まり、見舞金契約に終る
- 「山は動かず」（佐々木清登さん）

2001/4/29

22

まとめ1：患者は救済されたか？

- 多数の認定申請棄却者
- 死後の解剖の結果認定（坂本武喜さんの例）「死んで切り刻まれて、認定されて、この人の魂はそれで救われるのだろうか」
- 認定をめぐる差別（ニセ患者）、共同体の崩壊（認定者と棄却者）

2001/4/29

23

まとめ2：認定審査の問題点

- 選別のための検診。治療のためではない。（診断と治療は不可分）主治医ではなく権威ある委員会が診断
- チツソへの配慮（1回に5人）
- 第2次研究班の締め出し（行政による審査委員の選別）
- 偏見による検診（デタラメ検診）：嘘を見破る姿勢

2001/4/29

24

まとめ3：行政による被害の隠蔽

- 医学的病像論の偏狭
- 第3水俣病の抹殺（安全宣言）
- ニセ患者発言（1975年、県議会）
- 見舞金契約と最終解決案（水俣病の認定も、行政責任も認めず）公害認定と個々の認定
- 第3の責任を果たさず。

2001/4/29

25

行政の3つの責任

「水俣の患者は3度殺された」

- (1) 水俣病を発生させてしまった責任（事前の予知、予防）
- (2) 水俣病の被害を最大限に拡大した責任（早急な原因究明、被害防止策）
- (3) 被害者の救済を怠った責任（救済に壁づくり、矮小化に力貸す）

2001/4/29

26

新たな展開：関西訴訟判決

- 国賠訴訟で唯一、和解に応じず。
- 2001.4.27大阪高裁判決
- (1) 国、県の法的責任認める「判断、認識誤り、措置が遅れた」
- (2) 新しい病像論「一定期間汚染地域にあり、手足のしびれがあれば水俣病」
- (3) 原告の一部に厳しい内容も。

2001/4/29

27

制作：環境三四郎 R C

飯田 康喜・泉 桂子・泉 岳樹・内山 弘美・浦川 真樹・大竹 史明・河原
圭 楠田 詠子・沢 千恵・杉山 昌広・徳田 雄人・西水 徹・藤崎 理恵・松本
武 南 育絵・森 泰規・山下 英俊

発行：2001年4月29日